

答 申 第 6 6 号  
平成30年3月19日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門 殿

徳島県個人情報保護審査会  
会 長 大 道 晋

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項について（答申）

平成29年8月25日付けふ第82号及び同年12月20日付けふ第169号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

#### 記

1 個人情報の収集制限（本人収集の原則）の例外に関する事項（徳島県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第6条第2項関係）について

諮問された事項については、個人情報取扱事務の目的の達成や円滑な実施の確保を図る上で必要なものと認められます。

ただし、防犯カメラ等（犯罪、事故等の防止を主たる目的とするカメラ及び防災、施設管理等の監視を主たる目的とするカメラをいう。以下同じ。）による個人情報の収集に当たっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、次の事項に留意し、設置・運用要領等を定め、個人情報を適正に取り扱うこと。

- （1）防犯カメラ等の設置目的が明確であり、かつ、防犯カメラ等による継続的な撮影が必要と認められる相当な理由があること。
- （2）防犯カメラ等の設置場所及び撮影範囲が設置目的達成のために必要最小限であること。
- （3）防犯カメラ等の設置に当たっては、原則として撮影区域内又はその付近の見やすい場所に、防犯カメラ等を設置していること及び設置者等の名称を表示すること。

- (4) 防犯カメラ等の設置及び運用に当たっては、管理責任者を定め、画像表示装置又は記録装置の操作を行う者及び画像データ又は記録媒体にアクセスできる者を必要最小限とすること。
- (5) 記録された画像データの漏えい、滅失、き損等を防止するために必要な安全管理措置を講ずること。
- (6) 記録された画像データの保存期間は、設置目的を達成するために必要最小限とし、保存期間を経過した画像データ又は記録媒体は、速やかに、かつ、確実に消去し、又は復元不可能な方法で廃棄すること。

2 個人情報の収集制限（要配慮個人情報の収集制限）の例外に関する事項（条例第6条第3項関係）について

諮問された事項については、個人情報取扱事務の目的を達成する上で必要なものと認めます。

## 収集制限（本人収集）の例外に関する事項（条例第6条第2項第7号関係）

（類型事項）

番号	項 目	例外として収集が認められる理由
17	（防犯カメラ等による撮影関係） 犯罪，事故等の防止を主たる目的とするカメラ及び防災，施設管理等の監視を主たる目的とするカメラ（以下「防犯カメラ等」という。）の撮影により，本人以外から個人情報を収集する場合	○犯罪や災害等を早期発見し，速やかに対応するため，必要な範囲内で，防犯カメラ等を設置し，継続的に撮影する中で，個人情報を収集する場合がある。 ○防犯カメラ等による個人情報の収集については，本人から個別の同意を得た上で収集することは事実上困難である。

## 収集制限（要配慮個人情報の収集制限）の例外（条例第6条第3項関係）

（類型事項）

番号	類 型	例外として収集が認められる理由
22	（カメラによる撮影関係） 本人を撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を収集する場合	○防犯カメラ，監視カメラ，その他事務事業に必要な範囲内でカメラによる撮影を行う場合に，身体障害等の外形上明らかな要配慮個人情報を収集してしまう場合がある。 ○これらの要配慮個人情報を除いて収集することは事実上困難である。

## 徳島県個人情報保護審査会審議経過

回	開催年月日	内 容
第93回	平成29年 9月 7日	諮問 審議
第99回	平成30年 3月19日	審議

## 徳島県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
大 道 晋	弁護士	会長
坂 田 美 佐	税理士	
末 吉 江 衣	弁護士	
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会長職務代理者

(五十音順)

